平成２１年（フ）第６４号
香川県三豊市豊中町上高野670番地１
破産者　大西　正典
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第４８号
長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触344番地１、前住所長崎県諫早市小長井町川内311番地
破産者　森　　一彦
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第３６１２号
札幌市厚別区厚別東４条８丁目６番25号
破産者　榊原　利和
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
仙台市青葉区二日町17番22―503号
破産者　星　　幸
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
秋田市下浜羽川字二十町75番地３
破産者　大友　三郎
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１４号
秋田市土崎港相染町字沖谷地18番地　レフィナードⅢ203、前住所秋田市御野場４丁目７番12号
破産者　長谷部二二明
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５３号
仙台市若林区大和町５丁目10番13　ルミネール大和町203号、前住所秋田市牛島字東潟敷611番地
破産者　高嶋　宏紀
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
福島県いわき市小名浜字神成塚171番地の３メゾンハピネスＡ―106
破産者　伏見　敦子
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２０７７号
横浜市旭区白根３丁目15番６―106号、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区東川島町20番地の12
破産者　土屋　　清
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６８号
横浜市金沢区富岡西５丁目26番11号
破産者　松下　　愛（旧姓工藤）
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３１号
横浜市旭区市沢町458番地５
破産者　渡部　敏昭
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５６号
神奈川県大和市福田1536番地10
破産者　大木　　誠
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８６号
横浜市鶴見区東寺尾東台９番32号　パール鶴見103号
破産者　山城　　孝
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５２号
静岡県磐田市見付1441番地９　アメニティーベル108号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市明ケ島原12番地19
破産者　齋藤　　猛
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
京都市北区上賀茂壱町口町28番地、前住所京都市左京区八瀬秋元町572番地
破産者　上林製作所こと　上林　　勇
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
香川県高松市亀水町890番地１
破産者　蓮井三千男
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成１９年（フ）第１１８８号
愛媛県松山市南江戸２丁目２番30号　エンブレム南江戸503号
破産者　日野ひとみ
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

第明治三十二種郵便物認可